

吉岡町個人情報保護法施行条例（案） （概要）

1 吉岡町個人情報保護法施行条例（案）の主旨、目的及び背景

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第５７号）第５０条及び第５１条の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）が改正されました。それに伴い、吉岡町個人情報保護法施行条例を制定する必要があることから、条例案に対しみなさんからご意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

（１）個人情報保護制度見直しの背景について

これまでの個人情報の保護は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び各自治体がそれぞれのルール（法律や条例など）に基づき行ってきましたが、デジタル社会の進展に伴い個人情報保護とデータ流通の両立が求められる中、個人情報保護制度が見直され、令和５年４月１日から法の規定に基づき全国的に統一されたルールが設けられます。

（２）今後の個人情報保護制度について

吉岡町では平成２１年に吉岡町個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を制定し、条例の規定に基づき適切に吉岡町が保有する個人情報を保護してきましたが、個人情報保護制度の見直しを受け、令和５年４月１日から法に基づく運用に移行します。

それに伴い、現行条例を廃止し、法の規定により吉岡町独自のルールで運用できる部分について「吉岡町個人情報保護法施行条例」で規定します。

今後は、法及び吉岡町個人情報保護法施行条例の規定に則り、引き続き個人情報の保護を適切に行うことになります。

2 吉岡町個人情報保護法施行条例（案）の概要

吉岡町個人情報保護法施行条例では、次の項目について規定します。

（１）個人情報ファイル簿及び個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成

【法の規定】（第７５条）

法では、町がどのような個人情報を扱っているのか公表する個人情報ファイル簿を作成することを定めています。ただし、この個人情報ファイル簿は、取り扱う個人情報の人数が１，０００人未満の場合などについては作成の義務がありません。

【現行条例の規定】（第７条、第８条）

町では、これまで個人情報を適正に管理するため、個人情報を用いる事務ごとに作成した「個人情報取扱事務登録簿」を作成していました。これは、取り扱う個人情報の人数に関わらず作成していたものです。

【対応の方向性】

引き続き、町の個人情報保護の水準を保つためには、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の場合であっても、取り扱う個人情報に関する帳簿を作成することが必要であることから、法に定められた個人情報ファイル簿とは別に、町独自に個人情報の保有状況を記載した帳簿を作成することとします。

(2) 不開示情報について

【法の規定】（第78条）

法では、保有個人情報の開示請求（以下「開示請求」という。）があったときにプライバシー保護や公共の利益を守るために例外的に開示をすることができない情報としての不開示情報について定めています。これは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）の不開示情報とほぼ同様の規定となっていますが、自治体においては行政機関情報公開法が適用されず、自治体ごとに情報公開条例を定めているため、同法に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものについては、各自治体の条例で定めるところにより、不開示情報とすることができることとされました。

【現行条例の規定】（第17条）

町では、不開示情報について、具体的事項を規定していました。

【対応の方向性】

町では、吉岡町情報公開条例において不開示情報を定めているため、法の不開示事由と整合性を確保する観点から、他の法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報についてを不開示情報とすることとします。

※ 保有個人情報の開示請求：町が保有している個人情報のうち、自己を本人とする個人情報については、町に対して開示を請求することができます。この手続を「保有個人情報の開示請求」といいます。この請求をする場合は、これまでは現行条例の規定により行っていましたが、法施行後は法に基づき行うこととなります。

(3) 開示決定の期限について

【法の規定】（第83条、第84条）

法では、開示請求を受け付けてから30日以内に開示を決定することとするとともに、各自治体の条例で定めるところにより、それより短い期間に短縮することもできることとされました。

【現行条例の規定】（第22条）

町では、開示請求を受け付けてから決定までを15日以内に行うものとしていました。

【対応の方向性】

町では、制度を利用される方の利便性を考慮し、法施行後も引き続き、開示請求を受け付けてから決定までを15日以内に行うこととします。

(4) 開示請求に係る費用について

【法の規定】（第89条）

法では、開示請求する方に対して、手数料を徴収することができることを定めています。また、この手数料の額については、無料とすることも含め、各自治体が条例で定めることとされました。

【現行条例の規定】（第28条）

町では、開示請求にかかる手数料は無料とし、写しの交付等にかかる実費のみを負担額としていました。

【対応の方向性】

町における個人情報保護制度の目的及び趣旨は、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することであり、開示請求権などを定めることで、自己の個人情報について本来有する権利を保障するという考えに基づき、これまで運用されてきました。

町では、こうした考えに基づき、この制度を利用される方ができるだけ利用しやすい額となるよう、法施行後も引き続き、費用負担の額は写しの交付等に要する費用の実費分のみとします。また、経済的困難その他特別の事情により実費の負担も困難であると認められる場合は、実費分を減額又は免除できることといたします。

(5) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問案件について

【法の規定】（第129条）

法では、自治体が行う個人情報保護のための施策を講ずる場合等において、各自治体の条例で定めるところにより、自治体に設置される審議会等に「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合」に諮問できることとされました。

【現行条例の規定】（第6条、第7条、第8条、第12条、第14条、第43条）

町では、情報公開・個人情報保護審査会へ意見を聴く場合や諮問事項について、具体的事項を規定していました。

【対応の方向性】

法では、これまでよりも諮問する案件について限定的となりますが、個人情報保護の水準を保つため、引き続き情報公開・個人情報保護審査会からの意見聴取の機会が必要であると考えます。したがって、専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると判断される場合等についてを審査会の諮問案件とします。

※ 情報公開・個人情報保護審査会：情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を行うため、実施機関からの諮問に応じて審議・調査を行ったり、制度に関する重要事項について町長に意見を述べる機関として、情報公開及び個人情報保護に関し見識を有する者で構成される「吉岡町情報公開・個人情報保護審査会」が設置されています。

3 今後のスケジュールについて

令和4年10月	パブリックコメントの実施
令和4年11月	パブリックコメントの意見集約、条例案の作成
令和4年12月	町議会へ条例議案の提案
令和5年 2月	広報、ホームページによる新たな個人情報保護制度の周知
令和5年 4月1日	個人情報の保護に関する法律施行 吉岡町個人情報保護法施行条例施行